

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 地域森林計画の決定

林政課

○ 地域森林計画の変更

林政課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ ”

”

○ ”

”

【公告】

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

耕地課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ ”

”

○ ”

”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

”

○ ”

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人和陽会まび記念病院

倉敷市真備町川辺二〇〇〇番地一

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成三十年四月一日以降十年間における吉井川森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流森林計画区及び旭川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町高富字広久保一一〇九の一、字竹ノ久保一一六五の一、一一六五の一二、一一六五の一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市吉永町笹目字新田二九八の三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市古呂々尾中字下河内二〇二、字杉カ塔二〇三、二〇五、二〇七、字イラタニ
二〇四、字家ノ上二〇九、二二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下河内二〇二、字家ノ上二二〇

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔一四〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 森末中池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 森末中池地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成三十年一月十六日から同年二月六日まで

四 縦覧の場所

岡山市東区役所瀬戸支所

平成30年1月16日 岡山県公報 第11956号

〔二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字横堤上八二九一、八二九一四の一部道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六一一

一 建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

三 許可番号

岡山県指令建指第九八号

〔二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字橋本一四〇一、字河原田一六七八一、一六七八一四、一六七八一五、一六七八一九、一六七八一〇、一六七八一二、一六七八一三、字橋本一四〇一地先道

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田九九六一

山本 隆政

三 許可番号

岡山県指令建指第二三〇号

〔二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字横堤上八二九一、八二九一四の一部道

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六一一

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

五 許可番号

岡山県指令建指第九八号

